

令和2年度 飯田市こども家庭応援センターの運営状況について

1 「ゆいきつず広場」

就学前の親子が寄り集まれる場として「キッズルーム」に簡易な遊具を置き、スタッフを常時配置します。親子で一緒に遊びながら利用者親子が交流できます。スタッフが受けた相談を専門相談につなぐことも可能です。

実施日時 火曜日を除くすべての曜日(土・日を含む) 9:00～16:00

対象者 就学前の児童とその保護者(保護者同伴での利用)

感染症対策 警戒レベルに対応して予約制による利用制限や、開館時間の変更等. を実施します。

ご利用にあたっては「子育てネット」 <http://www.iida-kosodate.net> をご確認ください。

① ゆいきつず広場登録状況

・H27年7月の開所からR2年度末までのゆいきつず広場の登録者数は合計3601人となった。

・R2年度新規登録は94人。前年度比77%減となった理由として、新型コロナウイルス感染防止のためR2年4月、5月を休館としたこと、6月以降については利用回数、人数を制限し予約制にて開館したこと、未満年齢からの保育所利用が進んだこと(R2年度は新規登録の89%が0～1歳代)、出生数の減少等が想定される。

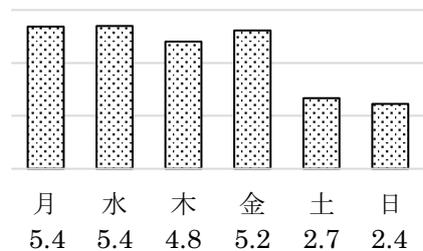
	新規登録者	利用親子組数
H27年度(9か月間)	992	2882
H28年度(年間)	791	4648
H29年度(年間)	652	5107
H30年度(年間)	678	4931
H31年度(11か月)	394	4290
R2年度(予約制) *4～5月休館	94	953

② ゆいきつず広場利用状況

・H27年(7月オープン)からR2年度末(1,667回開催)までに累計22,811組の親子の利用があった。

・R2年6月から予約制で利用回数、人数を制限して開館したことにより、利用者数は減少しているものの、土日については家族全員でのゆいきつず広場利用がみられた。

曜日別平均利用親子組数
(R1～R2年度)



③ ゆいきつず広場利用者からの声

R2年4月、5月を休館としたことから、開館してからは「遊びに行くところが無かったので、開館してくれて嬉しい」といった声や、利用回数を制限していることから「毎日使えるようにしてもらいたい」といった声が挙げられている。

④ R2年度ゆいきつず広場での活動

・R2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加希望者が多くなってしまう「ゆいきつず講座」の開催を見合わせた。講座に代わるものとして、毎月発行している「ゆいきつず通信」に自宅で出来る手遊びや工作の紹介や、離乳食の作り方等を掲載し、紙面だけでなく子育てネットでも情報発信を行った。

・ゆいきつず広場では、初めて利用された方へ手作りおもちゃをプレゼントしている。予約制のため利用者が居ない日もあることから、スタッフに制作を依頼し手作りおもちゃの内容を変更。スナップ付フェルト棒、はらぺこあおむしの紐通し、フェルトボールなど月齢に合わせて遊べるおもちゃとした。

⑤ ゆいきつず広場の周知

出産前からゆいきつず広場のことを知っていただくため、市内の妊婦健診を受診できる病院にポスターの掲示を依頼した。

2 令和 2 年度ゆいきっず相談／支援者向け支援／会議実績

ゆいきっず相談：18 歳未満の子どもの対象とした幅広い子育て相談に気軽に応じられる相談窓口です。関係諸機関との連携のもと適切な社会資源へとつながるよう専門職が対応にあたります。

ケース紹介：関係機関からゆいきっずへのケース紹介は事前連絡をお願いします。

相談・紹介連絡先：平日 8：30～17：15、0265-22-4511（内 5343）

○子育て発達の相談

- ・乳幼児健診（2 歳児相談・3 歳児健診）：専門相談の実施（年間、約 100 回）。
- ・短期親子支援グループ『ゆいっこ』：2 歳児相談で拾い上がったこどもの発達支援ニーズを保護者と共に見極め、適切な社会資源へとつなぐと共に保護者に伴走します。R2 年度 26 回実施、のべ 29 組の利用。
- ・入園前発達支援学級『ばななクラブ』：R2 年度 30 回実施。のべ 145 人利用。
- ・保育所子ども園巡回：発達支援と保護者支援コンサルト。R2 年度 93 ケースにのべ 111 回相談を実施。

○発達支援研修・子育て講座

- ・つどいの広場等における保護者向け子育て講習会、学校教員向け教育支援研修会での講師派遣。
- ・保育所・認定子ども園職員向け支援計画作成「CLM と個別の指導計画」と実践研修会、計 4 回開催。
- ・発達支援連絡会：病院リハビリスタッフと保育士／園教諭との発達支援に関する情報交換会を開催。在園中の支援について“集団保育のねらい、実践、対応に苦慮する点”をテーマに情報共有した。

○発達支援体制整備協議会の開催（当市の発達支援体制の現況把握と整備課題を協議検討）

- ・R2 年度協議内容『小中学校における特別な配慮を要する児童生徒への校内体制と取組』報告。
『幼少期から専門機関利用があり思春期に自傷と自殺念慮の出現で精神科受療となった ASD』事例検討。
- 幼保小連携に関する取組（幼保小連携推進委員会）…R2 年度保育園子ども園から小学校への支援情報の申し送り様式を研究し試案を完成させた。今後は実際利用に向けて実践研究を積む。

○就学相談委員会運営…来就学児の保護者全員に就学相談パンフレットを配布。年長児保護者向け就学相談説明会 5 回開催し計 146 名参加。就学児 836 名の内、就学相談要否の早期調査対象となった児は 91 名（17%）、実際に就学相談審議対象となった児は 59 名（7%）であった。

○児童虐待防止に向けて

- ・児童福祉法第 25 条に基づく「要保護児童対策地域協議会の調整機関」として虐待通告を受け付け、緊急性判断などを含む受理会議を開催。子どもの安全確認など情報収集・調査に基づいて「飯田市子育てネットワーク」による支援の実施およびケース進行管理を実施。
- ・子ども子育て支援に係る様々な事業を所管（養育支援家庭訪問・ショートステイ・主任児童委員訪問等）。
- ・保育士、教員、主任児童委員、つどいの広場、放課後等デイ等の職員に向けた虐待防止研修会を開催。
- ・啓発：オレンジリボンたすきリレー。12 か月児・2 歳児相談で『愛の鞭ゼロ作戦』パンフレット配布。

児童福祉法 改正 および、児童虐待防止法 改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）

親はしつけのために体罰をしてはいけないと明記されました

児童虐待通告とは？ 子どもの権利を守り、子育てに困難を抱える家庭を周囲が援助するきっかけとなります
虐待通告が間違いであっても罪に問われることはありません
通告者に関する情報は守秘され通告者が判明しないよう配慮されます

虐待通告先 子どもの生命に危険があるとき 飯田警察署（0265-22-0110）緊急時 110 番
虐待を発見したとき/疑われるとき 飯田市子ども家庭応援センター（0265-22-4511 内 5302）
飯田児童相談所（0265-25-8300）

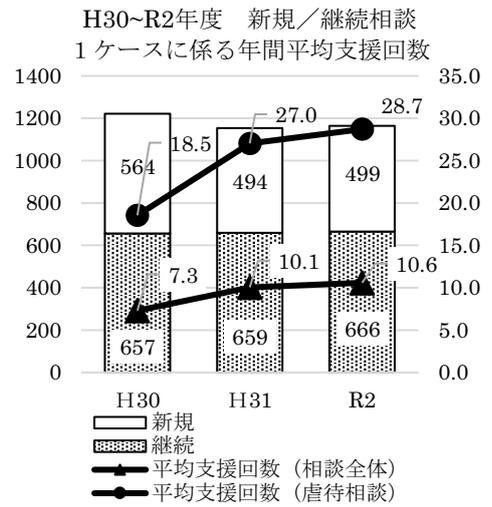
休日・夜間：児童虐待・DV24 時間ホットライン、児童相談所全国共通ダイヤル「189」へ

3 令和2年度こども家庭応援センター児童相談実績

① 児童相談対応ケース数の経年推移

H30～R2 年度児童相談の合計件数は概ね 1200 件で横ばい経過。継続支援が徐々に増加(右図 棒グラフ)。1 ケースに係る年間平均支援回数(右図 折れ線)が経年増加し、特に児童虐待相談ケースの支援回数は R2 年度平均 28.7 回とそれ以外の相談種別の平均 4.2 回に対して約 7 倍に相当した。

当センターに寄せられる相談が単年では解消されにくい性質を持ち、手厚く・粘り強く・多岐にわたって対応することが求められる方向に経年シフトしている。



② 令和2年度 新規に受理した相談

	養護相談 児童虐待	養護相談 その他	特定妊婦 (再掲)	保健	障害	非行	育成	その他	合計
R2(H31)	97(56)	257(198)	39(20)	6(4)	9(7)	2(4)	294(294)	4(31)	669(594)

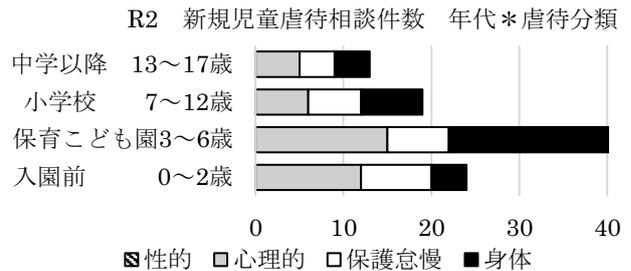
○新規相談件数を種別ごとに上表に示した(括弧：前年度)。主要 3 相談種別(養護相談児童虐待・養護相談その他・育成相談)の年齢ごとの件数を右表に示した。新規相談は令和2年度 669 件と前年度 594 件から 76 件の増となった。

R2 年度 相談種別(虐待・養護その他・育成)*年齢

	養護相談 児童虐待	養護相談 その他	育成相談	相談全体
全体	97(56)	257(198)	294(294)	669(594)
0～2 歳	24(11)	64(75)	163(161)	255(254)
3～5 歳	33(17)	38(40)	91(106)	162(172)
6～8 歳	16(10)	34(21)	13(14)	65(52)
9～11 歳	8(11)	30(18)	12(2)	52(38)
12～14 歳	11(4)	30(17)	10(8)	55(39)
15～17 歳	5(3)	27(10)	5(3)	44(22)
18 歳以上		34(17)		

○特定妊婦：前年度比 2 倍(20 件⇒39 件)。その内、若年妊婦 8 件、既に要支援家庭であったケース 16 件、妊婦の精神疾患 8 件、身近な支援者の不在や経済的問題 7 件である。分娩時付き添いの制限(感染症対策)がきっかけとなり強い不安状態に陥ったケースもあった。

○児童虐待相談：前年度比 1.7 倍(56 件⇒97 件)。特に乳幼児期から小学校低学年及び、中学生の増加が目立った。虐待 4 分類と年齢を下図に示した。入園前は面前 DV 等(子の暴力目撃)が大半であるのに対し、3～8 歳及び 11～14 歳は身体的虐待・心理的虐待が増加しており、これは子どもの第 1 次・第 2 次反抗期と同期する。



反抗期の子育て発達相談の充実による虐待予防への効果が期待される。所属(保育施設・小中学校)と地域子育て相談機関との連携強化と共に、ニーズによっては高度専門機関(医療)の協力の下、こども・家庭の支援ニーズにタイムリーに対応できる相談支援体制の整備を一層推進めることの重要性が指摘される。

○養護相談(その他)：6～17 歳までを通して前年度比 2～3 倍。貧困や親の傷病などによる養育力低下を多くのケースで認めた。特に義務教育終了後の児童の対応については県の施策である“こども・若者支援”や“高校年代の発達支援”との関連や、“重層的支援”との関連の強さが指摘される。児童～成人期に係る関連部局との支援体制構築が急務である。

○育成相談とは子育て、発達、教育...即ち“子どもの未来”を親が積極的に語る機会である。例年 0～2 歳をピークに相談件数が漸減するが、令和2年度は小学校高学年～中学生で増加を認め、多くは家庭や学校での長期不適応が児の問題行動を惹起し対処に苦慮したことが相談契機である。対応を先延ばしにすべきでない子どもの SOS サインがあること、子育てに関心を寄せあう地域のつながりの重要性を再確認したい。